

Q & A (収納事務)

1 納期限後の全期前納の納付書を受け付けてよいか？

A **絶対に受け付けない**ようご注意ください。万が一、受け付けてしまった場合には、納付書裏面に記載されている各担当課へご連絡をお願いします。

2 令和4年3月31日をもって市税の延滞金架電照会は廃止になりますが以後、延滞金に関する問い合わせは出来ない？

A お問い合わせして頂いて結構です。
これまで本市からお願いしていました市税の延滞金架電照会は、令和4年3月31日をもって廃止いたしますが、令和4年4月1日以降においても、金融機関の皆様から延滞金に関する確認やお問い合わせがあった場合、回答いたします。

3 法人市民税等の申告税の納付書に管理番号や義務者番号、事業開始終了年月日が記載されていないものがあるが、無記入のまま受け付けてもよいか？

A どの事業所の何年度分の税金なのか**判別が難しい**ため、納付者に確認していただくか、納税課までご連絡いただき、**必要事項の記入**をお願いします。

4 市・県民税（特別徴収）の納付書はどこまで修正して使用してよいのか。

A 市・県民税（特別徴収）は、会社が従業員の給与から市・県民税を天引きし、まとめて自治体に納付する税金ですが、従業員の就職・退職などにより、**税額が変更となる可能性が非常に高いので、税額を修正することができます。**
税額を修正する場合は、**納入金額（1）を二重線で削除し、納入金額（2）の内訳と合計額を記載**いただきますようご案内願います。
なお、特別徴収義務者には納付書の取扱に関する案内を送付し周知を図っております。
また、合計額の修正は認められませんので、万が一受け付けしてしまった場合には、納税課までご連絡をお願いします。

5 上記以外の場合でも、修正された納付書を受付してもよいか。

A **絶対に受け付けないでください。**

金融機関の皆様が受け付けた納付書は、指定金融機関の十六銀行がとりまとめ、読み取り機を使って収納データが作成されます。

納付書に修正箇所がありますと、正しくデータを作成することができず、万が一**誤ったデータが作成されてしまうと納付者の皆様にご迷惑をおかけしてしまいます。**

そのため、上記の市・県民税（特別徴収）の税額修正を除く、修正をした納付書は受け付けないでください。

修正箇所のある納付書を受け付けた場合には、再度納付者宛てに納付書を送付し、改めて納付をお願いしますので、納付書裏面の担当課までご連絡をお願いします。